

地域公共交通確保維持改善事業について

～新バス路線「夕陽ヶ丘線」の地域内フィーダー系統

確保維持費補助金の活用について～

- 補助対象とする地域内フィーダー系統の要件・・・ P1
- 国庫補助金と道補助金の比較・・・・・・・・・・・・ P2
- 今後のスケジュール・・・・・・・・・・・・・・ P2

補助対象とする地域内フィーダー系統の要件

○主な要件

- ・「補助対象地域間幹線バス系統のフィーダー系統」または「交通不便地域における地域間交通ネットワークのフィーダー系統」
： 補助対象地域間バス系統を補完するものであること、または、過疎地域など交通不便地域の移動確保を目的とするものであること
- ・ 幹線アクセス性 : 補助対象地域間幹線バス系統等へのアクセス機能を有するものであること
- ・ サービス充実性 : 新たに運行、または、公的支援を受けるものであること
- ・ 公共性 : 公的な支援がなければ確保維持が困難なものであること
- ・ 地域の合意 : 地域の協議会による議論を経た計画に基づき実施されるものであること
- ・ 効率的・効果的なサービスの確保 : 品質・価格・企画等を踏まえて運送予定者が選定されること

具体的な要件

1. 路線定期運行、路線不定期運行若しくは区域運行又は市町村運営有償運送（交通空白輸送に限る）若しくは過疎地有償運送（乗合旅客の運送に限る）であること。（補助対象事業者は一般乗合旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者。）
2. 以下の（１）、（２）のいずれかの要件を満たす系統であること
（１）補助対象地域間幹線バス系統のフィーダー系統であること。（政令市、中核市及び特別区（以下、「政令市等」という。）が専らその運行を支援するもの及びその運行区域の全てが政令市等の区域内であるものは除く。）
（２）交通不便地域における地域間交通ネットワーク（※）のフィーダー系統であること。（①または②であること。）
※地域間交通ネットワーク：地域間バス系統、鉄軌道路線、航路及び航空路をいう。
①過疎地域等（※）における地域間交通ネットワークのフィーダー系統であること。
※過疎地域等：過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域（過疎地域とみなされる市町村、過疎地域とみなされる区域を含む。）、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村など
②半径 1 km 以内にバスの停留所、鉄軌道駅、海港及び空港が存しない集落、市街地その他の交通不便地域として地方運輸局長が指定する地域の住民等の移動確保のための地域間交通ネットワークのフィーダー系統であること
3. 運行内容について、効率的・効果的運行のための「コミュニティバスの導入に関するガイドライン」なども踏まえ、地域における既存の交通ネットワーク及び生活交通ネットワーク計画の地域間幹線系統に係る部分の記載との調整・整合が図られていること。
4. ①新たに運行を開始する系統、②新規に地方公共団体が支援を開始する系統、③平成 23 年度以降に地域内フィーダー系統に係る国庫補助を受けたことがある系統、のいずれかに該当するもの。
5. 経常赤字が見込まれること（既存系統であって、過去 2 か年度連続して経常黒字となった運行系統は除く。）。
6. 補助対象期間の末日（9 月 30 日）において引き続き運行される予定の系統であること。（再編等を行う場合は 30 日前までにネットワーク計画の変更及び認定が必要）
7. 生活交通ネットワーク計画に確保または維持が必要な運行系統として記載されていること。
8. 生活交通ネットワーク計画の策定にあたっては、住民や利用者、利害関係者の意見を反映させる観点から、当事者の協議会への参加、アンケート、ヒアリング、公聴会又はパブリックコメント等の手順を経ること。
9. 運送予定者が企画競争その他これに準ずる競争性のある方法により選定されていること。

●国庫補助金と道補助金の比較

1. 国庫補助金（新しい補助制度）

地域公共交通確保維持改善事業費補助金

地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

補助対象市町村の地域内フィーダー系統に係る補助対象経費合計額（經常経費見込額と収益見込額の差）の1/2

収益差引分(赤字)	国庫補助金 1/2	市補助金 1/2	↑ 經常費用 ↓
収益分	經常収益		

2. 道補助金（従来からの補助制度）

北海道生活交通路線維持対策事業費補助金

準生活交通路線維持費補助金

同一市町村内を運行する路線：道が1/3、市町村が2/3負担

収益差引分(赤字)	道補助金 1/3	市補助金 2/3	↑ 經常費用 ↓
	カット分（市負担分）		
収益分	經常収益		

※輸送量が基準を下回ればカット分を市が負担することとなり負担増となる。

●今後のスケジュール

バス路線「夕陽ヶ丘線」について、地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用した場合のスケジュール

H23年	6月30日	生活交通ネットワーク計画の提出 ①平成23年度分（平成23年7月～平成23年9月運行分） ②平成24年度分（平成23年10月～平成24年9月運行分）
	9月末	国からの交付決定通知
	11月30日	北海道北見バス㈱から国へ補助金交付申請書の提出
H24年	2月頃	平成23年度分の補助金交付時期
H25年	2月頃	平成24年度分の補助金交付時期